

Title	近世イギリス都市におけるフリーメン制度の意義 - キングス・リン1635-1836年 -
Sub Title	
Author	小西, 恵美(Konishi, Emi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2005
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.48, No.5 (2005. 12) ,p.91- 111
JaLC DOI	
Abstract	イギリス都市におけるフリーメン制度は、都市とそれを取り巻く社会の経済的・社会的・文化的変化を受け、時代ごとにその役割や構成員の数や特徴を変化させながら、長期にわたって存続した。営業特権（17世紀まで）や国会議員選挙権（17世紀から18世紀）の獲得がフリーメンになる動機となった点はしばしば強調されるが、時代が進むにつれ、福祉や市民としてのアイデンティティや独立、社会的信用獲得手段としての側面を強めていった点は見逃されがちである。本稿では、キングス・リンを例に、フリーメン登録簿、商工人名録、選挙人名簿、救貧税記録を用いて、17世紀前半の内乱直前期から1830年代の都市改革の時代までのおよそ200年間におけるフリーメンを分析し、フリーメンが都市社会にもった歴史的意義を検討する。
Notes	故玉置紀夫教授追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20051200-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世イギリス都市におけるフリーメン制度の意義

—キングス・リン1635—1836年—¹⁾

小西恵美

<要約>

イギリス都市におけるフリーメン制度は、都市とそれを取り巻く社会の経済的・社会的・文化的変化を受け、時代ごとにその役割や構成員の数や特徴を変化させながら、長期にわたって存続した。営業特権（17世紀まで）や国会議員選挙権（17世紀から18世紀）の獲得がフリーメンになる動機となった点はしばしば強調されるが、時代が進むにつれ、福祉や市民としてのアイデンティティや独立、社会的信用獲得手段としての側面を強めていった点は見逃されがちである。本稿では、キングス・リンを例に、フリーメン登録簿、商工人名録、選挙人名簿、救貧税記録を用いて、17世紀前半の内乱直前期から1830年代の都市改革の時代までのおよそ200年間におけるフリーメンを分析し、フリーメンが都市社会にもった歴史的意義を検討する。

<キーワード>

フリーメン、営業特権、国会議員（MP）選挙権、福祉、市民アイデンティティ、社会的信用

1. イントロダクション

フリーメンはイギリス中世都市制度の重要な要素の1つである。中世都市の基本的構成員として、フリーメンはさまざまな特権をもっていた。第一に、フリーメンのみが都市内で特定の商工業を営むことができるとする営業上の特権がある。フリーメンにはその他にも経済的特権として、港湾など各種商業施設の優先的利用や利用料の軽減・免除、コーポレーションの土地・建物の優先的賃借権などが認められることがあった。これらは中世都市の商工業者にとってきわめて魅力的な特権であり、彼らの多くがこの特権を求めた。第二に、フリーメンには政治的特権も与えられた。市会議員を含む都市の役職に就くことができるのは、都市政府（コーポレーション）の正式な構成員であ

1) 本稿は平成17年度文部科学省科学研究費（若手研究B）の成果の一部である。

るフリーメンだけだったし、彼らだけが都市役人の選出権をもっている都市も少なくなかった。さらに、多くの都市では市を代表する国会議員（MP）の選挙権もフリーメンだけがもっていた。同じ特権都市であっても、フリーメンの数や特権の内容には大きな違いがあった。とはいえ、経済的特権に加えて、この政治的特権とそれがもたらす威信のために、フリーメンであることは多くの中世都市でエリートであるための基本的条件であった。さらに第三に、フリーメンにはまた、福祉的特権とも呼べる権利が与えられることもあった。それはしばしばフリーメン本人だけでなく、その家族も享受できる権利であり、病院や施療院に優先的に入院できたりチャリティを受けたり、市の共同地を使用したり、あるいは孤児の監督権を都市当局に執行してもらうなどの権利が含まれていた。こうした権利は裕福でない都市住民にとってもフリーメンの地位を魅力あるものにする一因であった。

フリーメンの資格を得るには、四つの方法があったことはよく知られている。徒弟、継承、購入、および付与によるものである。もっとも、購入や付与によるものであっても、登録後にはどれかの営業に所属することが求められるのが通例であった。そのため、フリーメンはギルドやその営業政策と不可分の関係にあり、ギルド制度の衰退とともにその存在意義を失っていった、としばしば考えられてきた。確かに、かつてはフリーメンのみに認められた営業上の独占権も、商業諸施設などの利用特権も、17世紀後半には実質的意味をもたなくなっていった。

しかしこうした経済的特権の減退にもかかわらず、フリーメン制度そのものは消滅しなかったし、19世紀に至っても、それは都市制度の中で一定の役割を果たし続けていた。フリーメンの地位がもたらすものは決して営業上の利点だけではなかった。R. スイートが最近論じたように、都市の伝統に基礎を置くフリーメンの地位を得ることは、都市のアイデンティティや独立を担保する条件でもあった。²⁾ またフリーメンの増減には、それを認可する都市当局側の意志も強く働いた。都市政府にとってフリーメンの登録料や施設利用料減免などは財政収入確保のための重要な方策であったし、フリーメンのもつ選挙権は、都市政府の指導者や都市外のパトロンが政治的影響力を行使できる手段であった。フリーメンの数や性格は、特権を求める側、認可する側双方の多様な動機と目的の絡み合いの中で決まったのであり、どのような動機や目的が前面に現れるかは、各時代の都市の状況によって異なった。フリーメンの登録数、登録方法、その意義の違いには、それぞれの時期の都市の性格が反映されているといってもよい。

本稿の目的は、キングス・リンを例に、内乱直前の時期から都市改革の時代までのおよそ200年の間、フリーメンが都市社会にもった歴史的意義を検討してみることである。まず、2節ではフリー

2) Sweet, R., "Freemen and Independence in English Borough Politics c.1770-1830", *Past and Present*, No. 161 (1998). J. バリーもまた、市民生活における「自由・独立」の重要性を強調している。Barry, J., "Civility and Civic Culture in Early Modern England: The Meanings of Urban Freedom", Burke, P., Harrison, B. and Slack, P. eds. *Civil Histories: Essays Presented to Sir Keith Thomas*, Oxford, 2000.

メン登録簿をもとに、フリーメンの数、登録方法、職業について時系列的に分析する。3節では1784年と1830年の商工人名録を用いて、ミドリング・ソートを中心とする社会におけるフリーメンの地位を考察する。4節では、都市自治体法直後にもなお多数存在した19世紀のフリーメンの特徴を、救貧税記録を用いて、経済的側面から分析していく。最後の5節では、それまでの分析結果をふまえて、フリーメン制度の意義を議論する。

2. フリーメンの推移：フリーメン登録簿（1636-1835年）の分析³⁾

本節では1636年から1835年までの200年間のキングス・リン・フリーメンの変化を見ていくことに⁴⁾する。

まず、この200年間のフリーメン総登録者3,269名の10年ごとの登録人数を示したものがグラフ1⁵⁾である。また、グラフ2は、これを登録方法別に分けてその比率の変化を示している。グラフ1からただちに明らかになるのは、趨勢線が示すように、この期間を全体として見れば、フリーメンは減少傾向に向かっていることである。17世紀には200人を超えることもあった登録数は、1730年代には150人を下回る水準にまで減少した。しかしこのグラフが示すもう1つの点は、この時期以後、フリーメンの目立った減少はないことである。19世紀に至るまで、10年間で100人から150人の間を変動するだけで、比較的一定数がフリーメンとして登録され続けていたことがわかる。グラフ1が示す第三の特徴は、2つないし3つのピークが見られることである。登録人数は1660年代頃まで上昇し続け、特に王政復古期からの20年ほどが飛び抜けて多い。この高いピークが17世紀の登録数の水準を高く引き上げているともいえる。1710年前後にももう1つのピーク、1810年代にも小さなピークがある。

興味深いのは、前の2つのピークはグラフ2の登録方法の変化の動きとほぼ重なっていることである。登録数がピークに達する2つの時期には、購入と付与による登録が目だって多くなっており、その数・割合ともに1666-85年は他の時期よりもずっと多くなり、両方を合わせるとちょうど50%に達している。同様に18世紀初頭にも購入と付与による登録者を合わせると50%を超えていることがわかる。

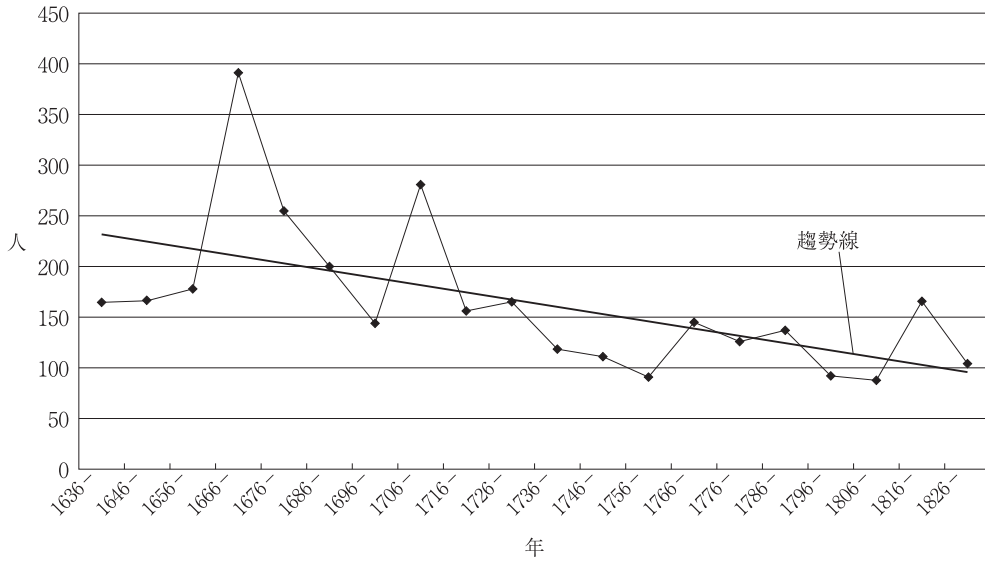
一般的にいえば、購入・付与は、フリーメンの政治的特権に関わるところの多い登録方法であっ

3) Norfolk and Norwich Archaeological Society ed., *A Calendar of Freeman of Lynn 1292-1836*, Norwich, 1913.

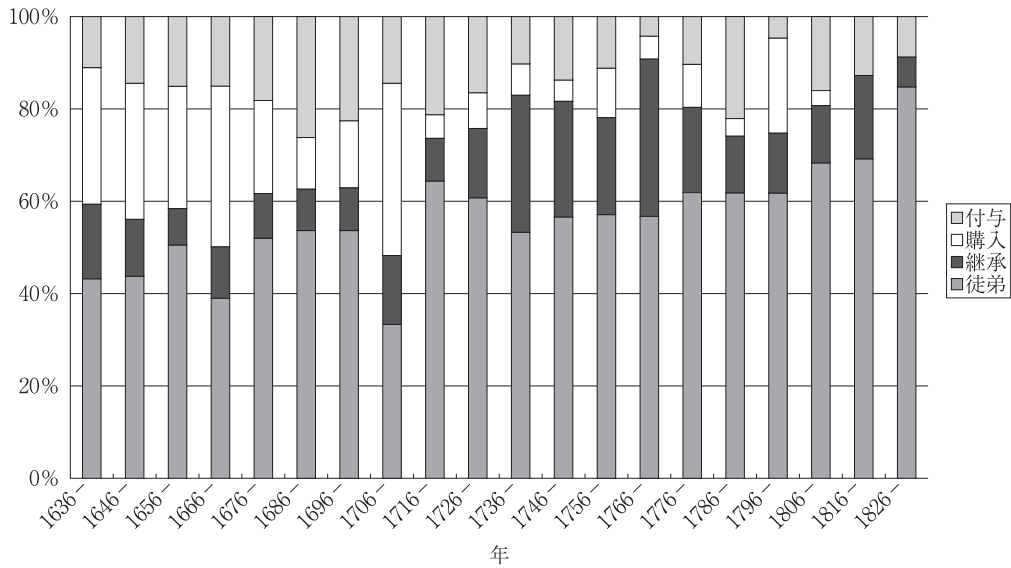
4) フリーメン登録簿を利用した職業分析として、Rowe, M. M., and Jackson, A. M., *Exeter Freeman 1266-1967*, Exeter, 1973がある。日本人の研究では以下を参考のこと。酒田利夫『イギリス中世都市の研究』有斐閣, 1991年, pp. 110-144; 唐澤達之『イギリス近世都市の研究』三嶺書房, 1998年。

5) キングス・リンの人口は、1700年までに5,000人に達し、1750年8,000人、1790年9,000人、1800年10,000人、1820年12,000人、1830年13,000人と期間中、さほど大きく増加するわけではなかった。

グラフ1 フリーメン登録数 1636-1835年



グラフ2 登録方法別フリーメンの割合



た。バラ選出のMPや市会の構成員を通して都市政治をコントロールしようとする人々は、自分たちの政治的立場を支持するフリーメンを増やそうとし、そのため購入や付与の方法によるフリーメンの新規登録が増え、新たな選挙人が作り出された。MP選挙権を得るために、居住してもしなければ徒弟の経験もない、縁もゆかりもない都市でフリーメンになった例も少なくない。

直接の証拠は本稿では例示できないが、他の都市の例から類推しても、17世紀と18世紀初期の2つのピークをもつフリーメンの登録数の多さ、および購入や付与の多さは、内乱期から王政復古期にかけての市政の混乱、王政復古期から名誉革命とそれ以後のトーリーとホイッグを軸とする議会政治の展開が、キングス・リンにおいてもフリーメンの政治的特権の意義を高めたことを物語っているように思われる。⁶⁾ 実際、比較的補足率が高いとされる1692年の人頭税で見ると、1681-90年の間にキングス・リンでフリーメンに登録された者のうち、納税者として現れるのは納税者全体の3割程度(77人)にすぎなかった。⁷⁾ この時期のキングス・リンのフリーメンの多くは、必ずしもこの都市の住人ではなかったのである。

しかし選挙権獲得を主な目的としてフリーメンになる傾向は1720年代以降弱まり、購入や付与による登録者の割合は減少した。逆に徒弟と継承による登録の比率は高まり、1720年代以降、18世紀の間は、徒弟修了者の割合は少なくとも全体の登録者の50-60%と安定していた。19世紀に入るとその傾向にさらに拍車がかかり、1826-35年ではほぼ85%と他の方法を完全に圧倒している。徒弟や継承によるフリーメン登録は、市当局や中央政府のイニシアティブよりもむしろ、登録者本人の意思が反映されるものである。彼らは何を求めてフリーメンになったのだろうか。この問題はまた後で議論する。

次にフリーメンの職業構造に目を向けてみよう。フリーメン登録簿には、1636-1835年の登録者の内、2,991名の職業名等が記載されている。⁸⁾ この時代の職業分類には常に困難を伴う。最大の難題は兼職の問題であり、類似職種をどこまで同一職業としてまとめるかを決めるのは難しい。たとえば、大工と指物師 joiner、鉛加工職人 plumber とガラス工 glazier は多数が兼職していることから考えると、それぞれまとめて一職種と考えてもよいであろう。しかし織物商 draper の場合、ある者はただ織物商と表記があるのみであるが、別の者は麻織物商や毛織物商との区別がある。同様に織布工も麻、毛、絹という区別がある場合もある。また食料品商は、蠟燭商 chandler や油脂商 tallow chandler、茶商 tea dealer などと兼職する者が少なくない。時代とともに職業分化が進み、特定の商品・技術を提供する商工業者や職人が多くなるが、職業変化を長いタイム・スパンで見ると

6) Rowe & Jackson, 前掲注4), *Exeter Freeman*.

7) 中野忠・小西恵美・山本千映「17世紀末イギリスの課税記録」『早稲田社会科学総合研究』第3巻3号(2003年), p.12。しかし納税していないフリーメンの全てが政治的目的でフリーメン登録したわけではない。

8) フリーメン登録簿の史料論は以下を参考のこと。Pound, J. F., "The Validity of the Freeman's Lists: Some Norwich Evidence", *The Economic History Review, New Series*, Vol. 34 No.1, 1981.

ほど、その点は問題になってくる。しかし本稿では兼職されることが通例である複数の職業を一つにまとめて表記する以外は、登録簿に書いてある職業名を利用する。

エスクワイアやジェントルマン、貴族等の称号の扱いについても類似の問題がある。フリーメン登録簿では、エスクワイアは貴族や準貴族とは区別して、タイトルをもたない地主としているが、純粋に土地からの収入で生活しているとは限らない。とくにキングス・リン在住の都市エスクワイアの場合、そのほとんどが商人であったと考えて間違いはない。またこの時期のジェントルマンが何を指すかも明確ではない。たとえば、初期には弁護士は attorney と職業表記されていたものが、18世紀後半以降はむしろジェントルマンと表記する方が普通になっていった。これを考えると、ジェントルマンの多くは上級専門職、とりわけ法律家であったと思われる。エスクワイアやジェントルマンは正確には地位を表す名称で職業を表すわけではない。しかしこれらのグループを職業分類からはずしてしまうと、商人や専門職の割合が過小評価されることになる。したがって、ここではそれらも1つの職種として扱っていく。

まず200年間全体について概観してみよう(表1)。最大の比率を占める職業は水夫である。水夫の中には商人や船舶オーナーと大差ない内容の仕事をする者もいたし、また上はキングス・リンでも最裕福層に属する者、水夫の中でも少数の者しか就くことのできない水夫長 master mariner から、下は船上で肉体労働をするいわゆる水夫に至るまで、経済的地位は様々である。しかし水夫の多さと多様性は、港湾都市キングス・リンの職業構造の一番の特徴と考えられる。水夫に続いて大きな部分を構成していたのは商人である。商人はキングス・リン社会のリーダーともいえる人々の職業であり、このエリート層がフリーメンの大きな部分を構成していたことになる。既述のようにエスクワイアの一部は実質、商人であったことを考慮すると、商人の割合は10%程度にはなるだろう。

以下、パン屋、食料品商、肉屋、製靴工、桶屋、煉瓦積工、仕立屋、大工と続くが、これらはどんな都市にもある伝統的の基盤職業である。一方、ロープ職人や船具工、その他、人数は少ないが錨職人 anchor smith、船長 shipmaster、船大工といった海運・造船関連の職業の存在は、上記の水夫同様、港湾都市キングス・リン独特のものといえよう。

専門職では聖職者 clerk、外科医、弁護士などが見られる。ここでいう clerk は、商工業関係の専門事務職員 commercial clerk や行政職(関税徴収役から教区レベルの仕事まで含む)に就く者 administrative clerk とは区別される。大半が国教会の聖職者であるが、中にはクエーカーやメソジストの牧師も含まれる。外科医は専門職とみなされることが多いが、内科医 medical doctor のように専門性が高い職業ではなく、理髪師や鬘職人、または薬種商 apothecary との兼職もかなり見られる。表中の薬種商には、薬商(chemist と druggist)も含まれるが、こうして考えると実際には外科医がもっと多かったと考えられる。また弁護士(solicitor も含む)も、既述のように、ジェントルマンの多くの部分を加えて考えなければならず、表の中に現れるよりもずっと大きな職

表1 フリーメンの職業 1636-1835年

mariner	388	12.97%	attorney	15	0.50%	fishmonger	4	0.13%	accomptant	1	0.03%
merchant	262	8.76%	woolcomber	15	0.50%	gardener	4	0.13%	baxter	1	0.03%
baker	204	6.82%	currier	14	0.47%	goldsmith	4	0.13%	carter	1	0.03%
grocer	162	5.42%	pipe maker	14	0.47%	meter	4	0.13%	cattle jobber	1	0.03%
butcher	137	4.58%	tanner	14	0.47%	milliner	4	0.13%	comb maker	1	0.03%
shoe maker	127	4.25%	hatter	13	0.43%	musician	4	0.13%	cook	1	0.03%
esquire	124	4.15%	pewterer	12	0.40%	peddler	4	0.13%	fisherman	1	0.03%
cooper	121	4.05%	block maker	11	0.37%	vintner	4	0.13%	fruiterer	1	0.03%
gentleman	117	3.91%	ironmonger	11	0.37%	wool-stapler	4	0.13%	furrier	1	0.03%
bricklayer	88	2.94%	administra-	10	0.33%	writing master	4	0.13%	glass maker	1	0.03%
tailor	79	2.64%	tive clerk			carrier	3	0.10%	labourer	1	0.03%
carpenter	69	2.31%	book seller	10	0.33%	cutler	3	0.10%	leather seller	1	0.03%
weaver	54	1.81%	brazier	10	0.33%	farmer	3	0.10%	milkman	1	0.03%
roper	52	1.74%	gunsmith	10	0.33%	fellmonger	3	0.10%	sack maker	1	0.03%
sail maker	51	1.71%	peruke maker	10	0.33%	knocker	3	0.10%	salesman	1	0.03%
plumber	50	1.67%	scholar	10	0.33%	Lieutenant	3	0.10%	scrivener	1	0.03%
draper	48	1.60%	felt maker	9	0.30%	medical	3	0.10%	shipowner	1	0.03%
barber	40	1.34%	commercial	8	0.27%	doctor			silversmith	1	0.03%
clerk	39	1.30%	clerk			potter	3	0.10%	stone cutter	1	0.03%
upholster	37	1.24%	haberdasher	8	0.27%	starch maker	3	0.10%	surveyor	1	0.03%
artistocracy/ gentry	36	1.20%	waterman	8	0.27%	wheelwright	3	0.10%	tobacco seller	1	0.03%
brewer	34	1.14%	milller	7	0.23%	pin maker	3	0.10%	translator	1	0.03%
shipwright	34	1.14%	shipmaster	7	0.23%	banker	2	0.07%	watch maker	1	0.03%
mason	33	1.10%	anchor smith	6	0.20%	basket maker	2	0.07%			
tallow chandler	30	1.00%	bodymaker	6	0.20%	boatman	2	0.07%		2583	100%
saddler	26	0.87%	sope boiler	6	0.20%	captain	2	0.07%			
mercier	25	0.84%	dyer	5	0.17%	collar maker	2	0.07%			
apothecary	24	0.80%	glover	5	0.17%	collier	2	0.07%			
maltster	22	0.74%	lath-river	5	0.17%	hempdresser	2	0.07%			
blacksmith	20	0.67%	oatmeal maker	5	0.17%	publican	2	0.07%			
surgeon	18	0.60%	patten maker	5	0.17%	sawyer	2	0.07%			
inn keeper	16	0.53%	pilot	5	0.17%	servant	2	0.07%			
painter	16	0.53%	skinner	5	0.17%	ship chandler	2	0.07%			
			yeoman	5	0.17%	shop keeper	2	0.07%			
					smith	2	0.07%				
					turner	2	0.07%				

業集団であったことは確実である。

一方、タバコパイプ職人、タバコ商、本屋（印刷工と文具商も含む）、小間物商、パッテン職人、音楽家、製陶工、色輪製造職人 collar maker、麻織物仕上げ工 hemp dresser、店主 shop keeper、セールスマン、銀細工師など、フリーメンの職業には、新しい消費生活やファッションに関連して出現した職業も含まれていることは注目に値する。厳しい規制がなく自由度が高い新しい職業に就く者はフリーメンにならない傾向が強いといわれるが、都市ルネサンスの影響を受けたこれらの新

表2 時期別フリーメンの職業

時期① 1636-1685年	時期② 1686-1735年	時期③ 1736-85年	時期④ 1786-1835年
mariner 102 10.43%	mariner 100 10.94%	merchant 59 10.97%	mariner 155 27.53%
merchant 68 6.95%	baker 68 7.44%	butcher 49 9.11%	merchant 78 13.85%
baker 65 6.65%	merchant 56 6.13%	grocer 38 7.06%	baker 40 7.10%
grocer 54 5.52%	cooper 51 5.58%	baker 31 5.76%	grocer 25 4.44%
shoe maker 52 5.32%	esquire 49 5.36%	mariner 31 5.76%	roper 24 4.26%
tailor 48 4.91%	shoe maker 49 5.36%	gentleman 28 5.20%	esquire 23 4.09%
cooper 33 3.37%	butcher 48 5.25%	sail maker 24 4.46%	sail maker 21 3.73%
esquire 32 3.27%	gentleman 48 5.25%	bricklayer 23 4.28%	cooper 14 2.49%
gentleman 31 3.17%	grocer 45 4.92%	cooper 23 4.28%	shipwright 12 2.13%
butcher 30 3.07%	carpenter 33 3.61%	esquire 20 3.72%	aristocracy/ gentry 11 1.95%
draper 30 3.07%	bricklayer 32 3.50%	clerk 17 3.16%	butcher 10 1.78%
bricklayer 28 2.86%	weaver 24 2.63%	plumber 15 2.79%	gentleman 10 1.78%
weaver 28 2.86%	tailor 21 2.30%	shoe maker 15 2.79%	shoe maker 10 1.78%
carpenter 23 2.35%	barber 18 1.97%	saddler 14 2.60%	attorney 9 1.60%
mercier 21 2.15%	mason 15 1.64%	mason 13 2.42%	clerk 9 1.60%
roper 19 1.94%	plumber 13 1.42%	barber 11 2.04%	clerk 9 1.60%
tallow chandler 17 1.74%	draper 12 1.31%	carpenter 11 2.04%	hatter 9 1.60%
brewer 16 1.64%	tallow chandler 12 1.31%	upholster 11 2.04%	commercial 8 1.42%
plumber 14 1.43%	blacksmith 11 1.20%	peruke maker 10 1.86%	clerk 8 1.42%
aristocracy/ gentry 12 1.23%	maltster 11 1.20%	brewer 9 1.67%	plumber 6 1.07%
barber 11 1.12%	woolcomber 10 1.09%	painter 8 1.49%	surgeon 6 1.07%
shipwright 11 1.12%	others 188 20.57%	shipwright 8 1.49%	tailor 6 1.07%
upholster 13 1.33%		apothecary 6 1.12%	upholster 6 1.07%
maltster 10 1.02%		aristocracy/ gentry 6 1.12%	others 69 12.26%
pewterer 10 1.02%		others 58 10.78%	
others 200 20.45%			

しい職業にも、キングス・リンのフリーメンは見出される。しかしその数は全体からするときわめて少数であった。

フリーメンの職業の職業分布には、時期ごとに差があったらうか？ 時期①1636-1685年、時期②1686-1735年、時期③1736-1785年、時期④1786-1835年、と50年ごとに区切って比較してみよう（表2）。まず、職業数は、時期①（97職種）と時期②（83職種）に比べ、時期③（54職種）と時期④（57職種）はほぼ半減している。これはキングス・リンの経済状況を反映するものではない。1つには、登録されるフリーメンの絶対数が、時期①が1,152名、時期②が943名、時期③が587名、時期④が585名と大きな差があること、および登録方法に時期ごとに差があることと関係があると思われる。既に述べたように、選挙人を大量に作り出すためにフリーメン登録数が例外的に多くなった時期①、時期②には、営業の種類や都市の経済状況とは無関係にフリーメンが登録されたであろう。これがこの時期にフリーメンの職種の幅が広がっている理由の1つとして考えられる。一

方、後半の時期における職種の減少は、フリーメンになる者の営業が相対的に限定されてきたことを示している可能性もある。

詳細を見ていくと、職種の数以上に重要な変化に気づく。時期ごとに登録数は異なるので、割合で比較してみると、まず、パン屋や桶屋、椅子張り職人 upholster、鉛加工職人、食料品商のように4つの時期を通して職業全体に占める割合に大きな変動がない職種がある。また、仕立屋や織布工は時期②までは上位グループにあったものの、時期③から減少する。同様に、時期④から減少する職業には製靴工、織物商、煉瓦積工、ジェントルマンなどが挙げられる。逆に時期③から④で大きく比率を増加させた職業は、水夫、船具工、ロープ職人である。水夫はそれまでの時期も最大の職業グループではあったが、時期③までは全体の10%強程度だったのに対し、時期④では27.5%と全体の四分の一以上を占めるまでになった。またロープ職人や船具工も時期④ではそれぞれ4.3%、3.7%と上位グループに加わった。水夫などに比べると劣るが、それでも時期③と④で増加したのものとして、商人も同じグループに入れることができる。ただし、商人の絶対数が、1635年以降、ほとんど変化がないというのは興味深い。また、肉屋は独特な変化を見せ、時期③まで急増していったにもかかわらず、時期④では激減する。これらを総合すると、時期③から時期④の間で、フリーメンの構成に転換点があったことがうかがわれる。前者は購入や付与を通じて選挙人が大量に創出された時期、後者は徒弟修了によるフリーメン登録の割合が急増した時期と重なっている。

この転換期の時期に目立って増えた水夫、船具工、ロープ職人、および商人という職業はお互いに密接な関係をもっていた。この時期になると水夫や船具工、ロープ職人は商人の下で徒弟修業をすることが多くなっていったし、しかもキングス・リンの有力商人が複数名集まって作られた一種のカンパニー組織では、多くの水夫や船具工、ロープ職人などを徒弟として採っていた⁹⁾。キングス・リンの基幹産業ともいえる沿岸・海外取引と海運業の中心にいる商人と、それを支える集団でありながら、経済的にはあまり恵まれない職業集団の構成員が増えたことは、フリーメンの意義を考える上で大きな意味をもっている。これら比較的貧しい都市住人にとっては、経済的あるいは政治的特権よりもむしろ、都市の提供するローンやチャリティ、共同地の利用権など、本人と家族の生活保障ともいえる権利が重要であっただろう。フリーメン特権のうちの福祉的特権と呼ぶるものが、この時期にクローズアップされてきたのである。徒弟修了資格によるフリーメン登録率が上昇したのもこのことに関係している。

次節では、この転換期のフリーメンについて、別の史料を利用しながらさらに詳しくみていきたい。

9) 小西恵美「1830年代の都市改革：キングス・リン選挙人の分析から」『専修大学人文科学年報』35号(2005年)、pp. 24-5。

3. 商工人名録（1784年、1830年）掲載者とフリーメン登録者の分析

フリーメンは非フリーメンも含めたキングス・リン社会の中でどんな存在であったのだろうか？それを明らかにするためには、前節で分析したフリーメンの職業構成を、キングス・リン全体の職業構造の中で位置づけて見なければならぬ。本節では1784年と1830年の商工人名録を用いてこれを行ってみたい。

営業方法や消費者行動の変化に伴い、18世紀以降、商工人名録は各地で次々に発行され、19世紀になると加速度的に普及していった。¹⁰⁾キングス・リンについて触れられている商工人名録としてまず挙げられるのは、1784年に出版された *Bailey's British Directory*（以後、1784年人名録と表記）である。¹¹⁾これはキングス・リンだけでなく、全国主要都市の商工業者をリストアップし、ロンドンで編集された。¹²⁾情報量もそれ以降に発行された人名録と比較するとかなり少ない。「人名、職業、場所」の順で情報が記載されているが、職業ごとにまとめられてはおらず、アルファベット順に並べられた人名から職業や営業している場所を探し出さなくてはならず、顧客の立場からすると非常に使い勝手の悪いものであったと思われる。住所も番地まで記載はされておらず、ハイ・ストリートを初めとする店舗が立ち並ぶ通りでは混乱が生じたに違いなく、完成度が高いものではなかった。しかし、フリーメン登録簿以外に職業情報を得られる史料が残されていない中で、1784年人名録は比較的上位の社会階層にいる人々の職業や居住地（営業地）について、フリーメン・非フリーメンに関係なく知ることのできる貴重な史料といえよう。

19世紀に発行されたキングス・リン関係の商工人名録として信頼に値するものは、1830年の *Piggot's Directory*（以後、1830年人名録と表記）と1845年の *White's Directory* である。¹³⁾職業ごとにまとめて記載されるこれらの人名録は、1784年人名録とは異なり、アルファベット順に職業が並び、さらに各職業内でアルファベット順に人名と営業場所の情報が書かれ、主要な通りの店舗には番地まで記載されるようになったし、いくつかの職業を兼ねる者の名前は該当する職業欄に複数回現れることになった。1830年人名録は、1845年のものと並んで、1841年全国センサス以前のキングス・リン社会の職業構造をもっとも詳細に示す史料といえる。以下、この2つの人名録を用いて、前節と

10) 商工人名録の成立過程や史料としての信頼性・制約については以下を参考のこと。Norton, J. E., *Guide to the National and Provincial Directories of England and Wales, Excluding London, Published Before 1856*, London, 1950.

11) Bailey, W., *Bailey's British Directory; or merchant's and Trader's Useful Companion, for the Year 1784*, volume 4, London, 1784, pp. 839-43.

12) Bailey 本人または彼から直接委託を受けた者が、各戸を回り情報収集を行った。Norton, 前掲注10) *Guide*, p. 16.

13) *Piggot & Co.'s National Commercial Directory*, Norfolk & Suffolk, 1830; *White's Directory*, Norfolk, 1845.

表3 1784年人名録に見られる職業

人数(名)	割合	職業
18	10.2%	draper
17	9.7%	merchant
14	8.0%	attorney
12	6.8%	grocer
7	4.0%	upholster
6	各3.4%	inn keeper, milliner, watch maker
5	各2.8%	agent, surgeon
4	各2.3%	apothecary, ship owner, book seller
3	各1.7%	administrative clerk, cork cutter, ironmonger, mason, medical doctor, painter, plumber, saddler, shoe maker, currier
2	各1.1%	brazier, brewer, brush maker, china dealer, coach maker, glover, profession, sail maker, salesman
1	各0.6%	anchor smith, auctioneer, banker, block maker, bricklayer, commercial clerk, cheese monger, coffee house holder, engraver, esquire, fellmonger, haberdasher, hatter, hosier, machine maker, metal worker, musician, ship chandler, tea dealer, teacher

は別の角度からフリーメンを分析していこう。

1784年人名録の分析

1784年人名録にはキングス・リンで営業する178名（うち2組はビジネス・パートナー）が掲載されている。これを職業別に上から人数の多い順番に整理したのが上の表3である。掲載職業は52種類で、1736-85年のフリーメン登録者の職業数54種類と比較しても、数の上では差がないが、重複する職業は25種類しかない。1784年人名録では、上位から織物商、商人、弁護士、食料品商、椅子張り職人、イン経営者、婦人帽子屋とあり、この職種はフリーメン登録簿にも現れるものである。しかしその後続く、時計職人、代理店 agent は人名録にしか記録されていない。下位グループに目を移すとフリーメン登録簿との重複度はさらに低くなる。コルク職人 cork cutter、磁器商 china dealer、コーチ製造業者 coach maker、チーズ商、コーヒーハウス経営者、靴下屋、音楽家、茶商などの職業も人名録からしか確認できない。人名録にしか現れないこれらの職業は、伝統的で日常的なものを扱う職業とは異なり、社会や人々のニーズの変化に伴い出現したファッショナブルなモノやサービスを提供するものが多い。これは、人名録が不特定多数の比較的豊かな顧客にアピールするための宣伝・広告の媒体でもあった、という特質に起因するかもしれない。人名録に掲

載される職業はある程度贅沢な商品・嗜好品やサービスを扱うものに限定される傾向があり、生活上の必需品や基本サービスを提供する職業は漏れることが多かった。いずれにせよ、人名録は正確にその都市の職業分布を表すものでは決してない。しかし、いわゆるミドリング・ソート以上の顧客を対象にした職業については比較的忠実に記録されているし、そのような顧客を相手にする人名録上の営業者も、ほとんど同じ階層の商工業者であったと考えても間違いはないだろう。

それにもかかわらず、興味深いことに、これら178名のうち、フリーメンであることを確認できた者は、ほぼ四分の一の46名(25.9%)のみである¹⁴⁾。この事実は、都市社会の変化に対応した新しい職業に就くフリーメンは少なく、成長著しいファッションブルな社会における新職業分野では非フリーメンが台頭してきたことを示唆している。ただし、人名録には現れないがフリーメン登録簿では上位職業集団を構成している肉屋、パン屋、水夫をはじめとする職業従事者がすべて、経済的・社会的に低い地位にあったことを意味するわけではない。中には人名録掲載者に遜色ない地位をもっていた者もいたことは確かであり、フリーメンの力がまったく衰退したわけではないことをつけ加えておく。

1830年人名録の分析

1830年人名録には827件と、1784年とは比較にならないほどの掲載数があり、ミドリング・ソート以上の営業者なら大半が載っていると考えてもよいだろう。人名録の職業分類をスリム化して分類したのが表4である¹⁵⁾。78職種の中でパブ経営者と商人は群を抜いて多い。フリーメン登録簿でも多数を占める商人が、この時期のキングス・リン社会でも不動の地位にいたことは確実である。一方、パブ経営者も新しい職業というわけでは決してない。18世紀にはライセンス制が導入され市当局により管理されていたが、パブ経営者という職業がフリーメン登録簿に現れることはほとんどなかった。その理由のひとつに、パブ経営が徒弟修業のような職業訓練を要せず、大半が本職と兼業したり(鉛加工職人とパブ経営者)、人生の途中でパブ経営に転換する場合が多かったことが考えられる。実際、1830年人名録でも他の職業と兼業している者は少なくない。

14) 1784年人名録とフリーメン登録簿をクロス・レファレンスさせる際、姓名と職業が同じであった場合は同一人物として処理している。同姓同名同職業の存在の可能性は否定できないが、救貧税記録や選挙人登録簿、1841年センサスデータも含めたデータベース(現在作成中)で確認しても、そのような例が多量にあるようには見えない。また1784年に関しては掲載者もかなり限定されていることを考慮し、本稿では同姓同名同職業の存在は無視して議論を進めることとする。ただし、1830年人名録とMP選挙簿から判明する在住フリーメンに関しては記載されている住所も考慮して作業を進めた。

15) 1830年人名録には97の職業分類があるが、表4では78にまとめた。たとえば商人は、取り扱う商品により(一般)商人のほか石炭、穀物、ワイン、蒸留酒、木材、スレート、羊毛商人という分類があったが、それは商人に統一した。同様に商業従事者 dealer も扱う商品ごとに茶、服地、穀物、おもちや、油、磁器商と区別されていたが、商業従事者としている。そのほか、ボート職人 boat builder は船大工に、行政職は administration clerk に統一した。それ以外については、人名録の分類をそのまま利用している。

表4 1830年人名録に見られる職業

人数(名)	割合	職業
73	8.8%	publican
67	8.1%	merchant
41	5.0%	baker
33	4.0%	teacher
31	3.7%	shoe maker
28	3.4%	aristocracy/gentry
27	3.3%	butcher
26	3.1%	miscellaneous
23	2.8%	tailor
21	2.5%	dealer
20	2.4%	grocer
19	各2.3%	administrative clerk, carpenter, shop keeper
17	2.1%	insurance
16	1.9%	painter
14	1.7%	bricklayer
13	1.6%	attorney
11	各1.3%	chemist, brewer, draper, milliner, silversmith, book seller
10	各1.2%	blacksmith, smith, watch maker
9	各1.1%	cooper, surgeon, upholster
8	各1.0%	agent, confectioner, furniture broker
7	各0.8%	auctioneer, haberdasher, ironmonger, miller, straw-hat maker
6	各0.7%	fruiterer, maltster, surveyor
5	各0.6%	banker, basket maker, fishmonger, hair dresser, machine maker, roper, ship chandler, shipwright
4	各0.5%	chandler, cheese monger, currier, inn keeper, saddler, sail maker, wheelwright
3	各0.4%	brass founder, brazier, brush maker, carver, coach maker, dispensary, dyer, hatter, marine store, mason
2	各0.2%	cattle keeper, cork cutter, engraver, glover, gun smith, medical doctor, millwright, oaten maker, pipe maker, porter, vet surgeon

パブ経営者と商人の次に大きな職業集団として、パン屋、製靴工、肉屋、仕立屋、大工などがあがる。1784年の人名録には記載されなかった、日常生活にとって基本的なモノ・サービスを提供するこのような職業が上位に入ってきたことは、1830年人名録の特徴の1つでもある。さらに教師が上位グループに並んだのも初めてのことである。ミドリリング・ソートの人々が18世紀に子どもの学校教育に興味を示すようになってきたのを受け、キングス・リンには多くのアカデミーや学校が設立された。ジェントルマン教育から読み書き、ビジネス教育からダンスや絵画、裁縫に至るまで、様々な年齢の男児・女児を対象とした学校があった。人名録はまさにミドリリング・ソート向けの学校の広告としての役割を果たしていたといえよう。一方、1784年人名録では上位集団にいた織物商、弁護士、食料品商、椅子張り職人などは、全体に占める割合は落ちたものの、一定数の人数を供給している。

1786-1835年のフリーメン登録簿に現れる職業と1830年人名録の職業を比較してみると、人数の多い上位の職業集団に限っていえば、大半が2つの記録のどちらにも現れる。しかし、下位になればなるほど、そして新しい職業であればあるほど、重複することは少なくなり、人名録に現れる78種類のうち46種類(59.0%)はこの時期のフリーメン登録者からはみつからない。それでは、1830年人名録掲載者におけるフリーメンの割合はどのくらいなのだろうか。1830年人名録には複数の職業に記載される人もおり(131名)¹⁶⁾、実際には696名の掲載が確認される。しかし、1786年から1835年の間に600名近くがフリーメン登録をしているにもかかわらず、フリーメンであることを確認できた者はたった53名¹⁷⁾だけであった。人名録掲載人数が1784年人名録の178名からほぼ4倍になったにもかかわらず、年々登録されるフリーメンの数はほとんど変わらなかったため、人名録中のフリーメンの比率は、1784年の25.9%から7.6%に低下したのである¹⁸⁾。しかも人名録に掲載されるフリーメンの職業には、非常に偏りがあった。21職種にわたって分布しているとはいえ、商人(13名、24.5%)とパン屋(8名、15.1%)に集中し、あとは食料品商(5名、9.4%)、パブ経営者(4名、7.5%)、桶屋(3名、5.7%)と続き、残りの16職種は1名ないし2名ずつしかいない。

1830年人名録分析の結果は、1784年に見られた傾向がさらに強まったことを示している。18世紀のキングス・リンには新しい都市文化や消費生活の展開にともなって、新しい職業が生まれつつあった。しかしフリーメンがこの新しい職業集団に加わることはまれであり、フリーメンが選ぶ職業の範囲はますます伝統的職業に限定されるようになっていった。徒弟制度を通じての登録方法が比重を増したことは、この傾向を表す事実であるとともに、それに拍車をかけるものでもあった。

16) 131名の複数職掲載者の大半が2つであるが、中には5つの職業欄に書かれている者もいる。

17) 実際は、あと数人フリーメンの可能性をもつ者はいるが、特定できる史料がないため、この数からはずしている。

18) 1845年人名録も加えてつき合わせてみると、1835年までに登録したフリーメンのうち87名が1830年と1845年人名録いずれかに掲載されている。1830年時点では徒弟修了直後であるなどの理由で、まだ人名録に掲載できるほど営業が軌道に乗っていないが、15年もすると掲載できるまでに成長したようになった者もいたと考えられる。

とはいえ、他方で、1785-1835年の時期に至っても、キングス・リンでは500名を超えるフリーメンが新規に登録されたことも確かである。一体、彼らにとって、フリーメンになる目的は何であったのか？ 最後に次節で、別の史料を使って1830年代のフリーメンを分析しながら、この問いに答えてみることにしよう。

4. 在住フリーメン（1836年）の分析

1830年代にイングランドで相次いで起こった全国規模の各種改革は、実質的には納税者が発言力をもつ社会へすでに変化していたものの、なお制度の面では存続していたフリーメン中心の社会に終止符をうつものであった。¹⁹⁾ 1832年の選挙法改正では、フリーメンに加え、年間10ポンド以上の家屋所有者（男性の家屋保有者または占有者）にも選挙権が認められ、新興商工業者を中心とする社会層が新たにMP選挙権を獲得することになった。都市から7マイル圏内に居住するフリーメン（以後、在住フリーメンと表記）には生涯、選挙権をもち続けることが認められたが、少なくともMP選挙権そのものはフリーメンだけの特権ではなくなった。²⁰⁾ その上、1835年の都市自治体法により市会議員は選挙されることになった。キングス・リンではそれまで市会議員は無選挙で、フリーメンの中から市会が指名する形をとり、フリーメン以外が市会議員になることは不可能であった。最高の行政決定・執行権をもつ市会議員を独占するという大きな特権をフリーメンは完全に喪失したのである。さらに市会議員の選挙権もフリーメンであるかどうかにかかわらず、新たに地方税納税者に対して付与された。

議会バラであるキングス・リンには総勢865名のMP選挙人が1835年に存在した。そのうち、1832年以降、新たに財産資格で選挙権を獲得したのは623名であったが、これと比較して、フリーメン資格で選挙権を獲得したものは242名（28.0%）と、少数勢力になっている。²¹⁾ また1835年の市会議員選挙人は763名であるが、上記の在住フリーメン242名のうち、市会議員選挙権をもっていた者は96名（39.7%）程度である。²²⁾ 1836年以降、市会議員の選出方法だけでなく、市会の構成も変わった。それ以前は12名のオルダーマン（うち1名は市長）と18名のカウンシルマン、合わせて30名のフリーメンから構成されていたが、1836年以降は市長に加え、6名のオルダーマンと17名のカウンシルマン、総計24名が市会議員とされるようになった。そのうち、たとえば1836年には、フ

19) 小西恵美「地方都市行政組織の変化と連続——長期の18世紀キングス・リンの事例——」『比較都市史研究』22-2（2003年）；「長期の18世紀イングランドの地方都市行政とコミュニティ——キングス・リン舗装委員会を中心に——」イギリス都市農村共同体研究会・東北大学経済史経営史研究会（編）『イギリス都市史研究——都市と地域——』日本経済評論社、2004年、pp.193-220。

20) 選挙法改正前の選挙人については O'Gorman, F., *Voters, Patrons and Parties: The Unreformed Electorate of Hanoverian England, 1734-1832*, Oxford, 1989 を参考にせよ。

21) King's Lynn Borough Archive (KLA), (整理番号なし) Electoral Register 1835.

22) KLA, (整理番号なし) Burgess Roll 1835.

リーメンは市長とオルダーマン4名、カウンスルマン7名を合わせた11名(45.8%)であったの²³⁾に対して、残りの13名は非フリーメンであった。明らかに、キングス・リンの行政領域でフリーメンの影響力が低下したことが見てとれる。もっとも、1836年に初めて市議員になった16名(フリーメンのうち3名と非フリーメン全員)は、それ以前から市会以外の場では活躍をしていた実力者ではあった。しかし、多くの非フリーメンが都市行政の最高決定機関である市会の正式な構成員になった意味は大きい。1830年代以降のフリーメンが特権をさらに剥奪されてしまったのとは対照的である。

1832年以降、MP選挙権は2つの基準で与えられることになり、選挙人名簿にもフリーメン資格者と財産資格者は分けて記載され、フリーメン資格者に関しては職業と居住地情報が書き込まれるようになった。選挙人名簿は毎年更新される上に、フリーメン登録簿にはない正確な居住地情報が記載されている点でも利用価値がある。²⁴⁾本節では選挙人登録簿(1836年)と商工人名録(1830年、1845年)、そして救貧税記録(1836年)²⁵⁾を使い、19世紀のフリーメンの特徴を明らかにしたい。

MP選挙人登録簿に記載されているフリーメンとは、正確に言うと在住フリーメンのことであるが、この他にさらに圏外に住むフリーメンがいたことは確かである。1709年から1782年の登録者の出身地を示す史料によると、フリーメンの7割から8割がキングス・リンまたは7マイル圏内に居住していることがわかる。²⁶⁾19世紀になると、1807年を最後に購入によってフリーメンになる者はいなくなったし、とりわけ1826年以降は徒弟修了によるフリーメン権獲得者が85%を占めていることからしても、直接キングス・リンに関係をもたない遠方に住むフリーメンが減る傾向にあったことは事実である。とはいえ、1832年まではMP選挙権をもつことができるというメリットも残っていたし、コーポレーションからの付与という形でフリーメンになる者もいた。またフリーメン権を継承したものの、キングス・リンには定住しない者もいたはずである。さらに特殊な例として、営業上などの理由からキングス・リンに不動産を保有し、それに対して救貧税等の地方税を払いながらも、市内に居住しないためMP選挙権をもたない者も存在した。²⁷⁾1836年のキングス・リンにおいて、条件を満たしていながらMP選挙人として登録していなかった可能性がある者は最大で45名ほどいて、その中にはキングス・リンの最有力者の一人として認識されている者をも含まれてい²⁸⁾る。したがって在住フリーメンのリストには載らないフリーメンがいたことは間違いない。しかし

23) KLA, KL/C7/16 Hall Book 1822-47.

24) キングス・リンのMP選挙人登録簿は、1834年以降のものが毎年残されている。

25) Norfolk Record Office, C/GP/13/321, Poor Rate Book 1836, 4th quarter.

26) KLA, KL/D19/1 Freeman List with Original Place.

27) この理由として考えられるのが、その人々がキングス・リンとは別の場所でMP選挙権をもっていたということである。選挙法改正前には、一人が都市選挙区と州選挙区で複数票の投票権をもつことに制約はなかった。1832年以降、複数票の選挙権をもつことに対して厳しく規制がかかったとすると、上記の点は説明がつく。

28) 1836年の救貧税記録とフリーメン登録簿に重複する同姓同名の者が45名いる。しかしフリーメン登録簿には住所が掲載されておらず、救貧税記録には職業名の記載がないので、同一人物とは特定できない。

ここでは広い意味での都市内行政に積極的にかかわり、コミュニティ形成に大きな役割を果たした在住フリーメンに焦点を絞り、キングス・リン社会の中でどんな存在であったかを明らかにしたい。

1836年にMP選挙権をもっていた246名の在住フリーメンの職業は、全部で40種類にのぼるが、人数の分布は非常に偏っている。最大の職種は水夫で81名(32.9%)、次が商人で22名(8.9%)、以下、パン屋19名(7.7%)、ローブ職人16名(6.5%)、食料品商10名(4.1%)、船具工9名(3.7%)、商工業関係専門事務職員、桶屋、エスクワイア、パブ経営者各6名(2.4%)と続く。一方、2名ずついる職業は12種、1名ずつしかいないものは10種となっている。

この在住フリーメンの職業は、キングス・リン社会全体から見た場合どのように位置づけられるだろうか。筆者は別稿で1837年のキングス・リンにおけるフリーメンと非フリーメン選挙人の職業比較を行った。選挙人名簿にはフリーメン選挙人の職業しか記載されていないため、非フリーメンの職業については1841年センサスに載っている者のみに限定された分析ではあったが、ある程度の職業構成は見えてきた。²⁹⁾非フリーメンの職種の数はフリーメンのものに比べ2倍以上の99種類あり、この中にはどちらにも見られる職業も多い。しかし、フリーメン優位の職業としては水夫、商人、ローブ職人、船具工の他、日常必需品・サービスを行うものがあげられたのに対し、非フリーメン優位の職業には18世紀の消費文化やファッショナブルな社会を反映するような新しい職業があげられた。前節で行った1830年人名録の職業分析もこの結果を裏づける。

最後に、1836年在住フリーメンと地方税納税者の経済的地位を簡単に見るために救貧税記録の分析を行いたい。1832年の新救貧法の下では、全国的に統一された基準にしたがって不動産占有者やストック等の保有者は救貧税を支払うことが義務づけられており、キングス・リンでは船舶保有者にも納税義務があった。しかし、1836年の在住フリーメン246名のうち救貧税記録に名前があげられている者は、約半分の124名(50.4%)であった。³⁰⁾つまり、残り122名はキングス・リン内に居住し、MP選挙権も獲得していながら、救貧税を払うだけの経済力をもたないフリーメンであった可能性も考えられる。彼らは選挙法改正以後もフリーメンであるが故にMP選挙人であったが、もし非フリーメンであったとしたら財産基準を満たすことができず、選挙権をもつことができなかつたであろう。当然彼らには、地方税納税者が選挙人資格をもつことになる1835年以降の市議員選挙でも市議員選挙権はなかつたはずである。³¹⁾

しかし救貧税を支払わなかった在住フリーメンが全て、その能力のない貧困者だったとは断定で

29) 小西前掲注9)「1830年代の都市改革」。

30) 救貧税記録と選挙人名簿上の姓名・住所が一致した場合、同一人物とみなす。ただし、その場合、自分の占有地とは別の場所を借り受け、そこに居住するケースもあるが、住所が一致せずこれを同一人物とはみなしていない。

31) 地方税納税者に付与されることになった市議員選挙権は、都市ごとに独自の基準があったと言われ、小額でも払っている者全てに選挙権が与えられたのか、また、基準を満たした者に自動的に選挙権が付与されるのか、それとも申告登録制をとっていたのかもはっきりしない。

きない。実際の救貧税システムは複雑であり、とりわけ「占有者」の定義は難しい。たとえばある者が不動産所有者から借り受け占有者になるが、その者が又貸した場合、誰が占有者になるのかははっきりしない。キングス・リンの救貧税記録を見ると、ある占有者が実際にはその地に居住したり営業したりせず、誰か別の者に又貸しする一方、別の不動産を別の占有者から借り受けることも頻繁にあったことがわかる。したがって理論的には、又貸しを受けた不動産で営業し居住し続ける限り、どんなに経済的に成功している者であっても、占有者として救貧税納税義務が生じないことになる。経済的に繁栄し、社会的地位のあるミドリング・ソート以上の者がそのような選択をすることは少なかったかもしれないが、経済的水準があまり高くないフリーメンの場合、このようなケースは少なくなかったと思われる。すなわち、上記の救貧税を払っていないフリーメン122名は、納税免除を受けるほど貧しかったわけではないものも含まれると考えられる。

一方、救貧税を払っていた124名の経済状況はどうであったのだろうか？ これを知るには課税対象額が1つの指標となる。³²⁾キングス・リンでは1836年に、不動産、ストック、船舶合わせて3,057件に救貧税が課せられている。1人が複数の場所の不動産やストック、船舶を所有している場合もあり、実際の納税者数はこの件数より少ない。しかし救貧税記録には一部の納税者については姓しか書かれておらず人物の特定ができなかったり、同姓同名の人物の区別がつかなくなったりするなどの史料としての欠陥があり、正確な納税者数はわからない。上記124名の財産も、この史料上の制約により全部数え上げることは難しいが、おおよその状況はつかめるので、それをもとに分析することにする。

救貧税記録では、不動産1箇所につき、1ポンド1シリングから126ポンドまで課税対象額の幅があり、さらに124名の在住フリーメンの課税対象額を個別に見ると、複数不動産とストック・船舶へのものと合わせて、1ポンドから555ポンドまで幅広い(表5)。10ポンドに課税対象額が満たない者は57名(44.9%)もいる一方で、100ポンドを超える者も8名いる。課税対象額が100ポンド以上の財産をもつ者はキングス・リン全体の納税者の中でもごくわずかであることを考えると、在住フリーメンの最上層がいかに裕福であったかがわかる。³³⁾フリーメンの中には、救貧税を支払う経済力さえない者が多数いる一方で、キングス・リンの最上層にランクされるような富裕な者もいた。都市改革の時代に至っても、フリーメンは都市社会の多様な経済階層を含んでいたのである。

32) 救貧税記録には、財産価額、課税対象額、納税額の3項目が設けられているが、土地・建物とストック、船舶では課税対象となる割合や納税額の設定の仕方が異なる。1836年を例にとると、救貧税の対象となる財産の大半を占める土地・建物は、財産価額に対し課税対象額は約70%、納税額は課税対象額の5%である。しかしストックは、財産価額は非常に大きいものの、課税対象額はごく僅かであり、2,000ポンドの財産価値をもつストックであっても、課税対象額は5ポンドにしかならない。そして課税対象額と納税額は一致している。一方、船舶の場合、財産価額は記載されていないが、納税額は課税対象額の約12%となっている。おそらく、船舶の財産価額と課税対象額は等しいと思われるが、確証はなく、したがって本稿では課税対象額を納税者の資産を知る目安として利用する。

33) さらに詳しいフリーメン納税者分析が必要だが、納税者全員の分析も含め、別稿に譲ることとする。

表5 フリーメン納税者の課税対象額

課税対象額	人数(名)	割合
100ポンド以上	8	6.5%
51～100ポンド	10	8.1%
41～50ポンド	6	4.8%
31～40ポンド	8	6.5%
21～30ポンド	9	7.3%
11～20ポンド	26	21.0%
10ポンド以下	57	46.0%
合計	124	100%

5. 結論——フリーメン制度の歴史的意義

フリーメン制度は中世以来、都市とそれを取り巻く社会の経済的・政治的・文化的変化を受け、時代ごとにその役割、構成員数やメンバーの特徴を変化させながら長期にわたって存続した。営業上の特権が重要な意義をもっていた時代には、フリーメンであることは都市エリート層に加わる基本的条件であった。しかし、非フリーメンの新興勢力が成長するにしたがい営業特権は非難の対象となり、徐々に意味を失っていった。たとえばキングス・リンで最大の営業特権は town due と呼ばれる船舶の荷物にかかる税金の免除であったが、18世紀後半にはフリーメンだけでなく、ロンドンや主要都市の商人をはじめ、多くの非フリーメンが免除を受けるようになり、特権として機能しなくなっていた。

一方、MP 選挙権は一貫して存在したフリーメン特権であったが、とりわけ王政復古期から名誉革命期、そして18世紀初頭に、中央の議会政治や地方の党派抗争の影響を強く受け、この特権が強調されることになった。そのため他の時期とは比較にならないほどの数のフリーメンが人為的に作り出された。しかし、都市に在住し営業を行うフリーメンにとって、どの程度重要なものであったのだろうか。選挙権だけを目的に登録されたこの時期のフリーメンの大半はキングス・リン・コミュニティの「外」の人間であった。それゆえに、都市の行政やソーシャビリティにはほとんど興味を示さず、フリーメンの中では例外的存在であったと思われる。コミュニティの真の構成員は実際にキングス・リンで暮らすフリーメンであり、彼らにとって、選挙権とはいくつもある特権の中の1つでしかなかったはずである。こうした政治的特権を主たる目的としたフリーメン登録は、党派抗争の時代が過ぎると急速に減少していった。

フリーメンの意義の転換のもう1つの節目は、18世紀末から19世紀に見られる。それは職業構造の変化に現れている。一方では、18世紀に展開した都市ルネサンスとファッショナブルな社会がもたらした新しい職業が多数出現し、伝統的職業と並んでキングス・リンの主要な経済分野になりつ

つあった。しかしこれらの新しい職業ではフリーメンはまれであった。比較的経済的に恵まれている商工業者を掲載する傾向があった商工人名録にはフリーメンの名前は少ない、という事実が示唆するように、新しい職業で台頭してきた人々の多くは非フリーメンであったのだ。

他方で、フリーメンの職業はますます限られた少数の伝統的営業に限定されるようになっていった。海運・造船業に関連した職業がその代表であった。すでに1784年の段階で、フリーメンの多くがキングス・リンの中で経済的に優位な立場にはなかったことが明らかであるし、1830年になるとさらにその傾向は強まる。フリーメンの経済状況を示すために用いた1836年の救貧税記録は、在住フリーメンの半分が救貧税さえ払っていないことを示す。少なくとも地方税を払える程度の財産をもつことがミドリリング・ソートの都市民たる条件だと考えるならば、フリーメンの半分はそれ以下の階層であったことになる。この階層の人々にとって、フリーメンの身分は、政治的特権やそれがもたらす威信などよりも、生活の困難や不慮の災厄に直面したときに本人と家族が期待できる福祉的な特権のために重要であった。フリーメンの多数を占める水夫は危険の多い職業であり、そうした権利に期待するところは他の職業以上に大きかったといえよう。

しかしフリーメンはこの階層だけのものではなかった。4節の分析は、1830年代でもフリーメンにはキングス・リンの最富裕層も少なからず含まれていたことを明らかにした。キングス・リン経済を牛耳っていた者がフリーメンであり、その多くが商人であったことは興味深い。彼らは貧しいフリーメンである水夫たちと無縁な人々ではなかった。海運・造船業を通じて経済的につながりがあるだけでなく、徒弟制度という人的なコネクションを通じて、2つのグループは緊密な絆をもっていた。フリーメンという共通の社会集団の中で、裕福な者と貧しい者の間には、一種のパトロン・クライアントの関係があったと思われる。パトロンとしての役割を引き受けることによって、富裕なフリーメンは名誉や威信ばかりでなく、経済活動にとっても不可欠な社会的信用を得ることもできたであろう。フリーメンたることは、彼らにとっても十分報われることだったのである。

18世紀の都市社会では、フリーメンになることにはもっと別の含意があった。R. スイートは、フリーメンが18世紀にはしばしば都市の独立や誇りといった概念と結びつけて解釈されたことを指摘する。これをふまえると、キングス・リンでは商人や水夫がフリーメンの中心であったことから、フリーメンのもったもう1つの歴史的意義が浮かび上がってくる。どちらも中世以来、港湾都市キングス・リンの発展を担ってきた代表的な伝統ある職業で、キングス・リンの誇りと独立を象徴するものであったのだ。そしてその誇りと自由は、エリートの人々だけでなく貧しい水夫もまた共有するものであった。経済的、政治的特権の意義が大幅に低下していてもなお、フリーメン制度が19世紀に至るまで存続し、しかもその中心が商人や水夫であったこと背景には、フリーメンのもつこのような歴史的意義もあったのではないだろうか。

フリーメン・コミュニティは事実上、18世紀末にはすでに過去の社会となっていた。1830年代の選挙法改正や都市自治体法の実施は、制度の面からもフリーメンからなるコミュニティに終止符を

うつものであったが、それはフリーメン・システムそのものが崩壊したことは意味しなかった。それは、都市とそれを取り巻く状況の経済的・社会的・文化的変化に伴い、その役割を変化させつつ、長期にわたりイングランドに定着したシステムであったのだ。1830年代になっても、フリーメンであることは、生活にあまりゆとりがない層の本人とその家族にある程度の生活を保障する機能する一方で、富裕な市民層にも社会的信用を与える役割を果たしていた。19世紀に至るまで、フリーメン制度の意義は過小評価されるべきではない。

[専修大学経済学部助教授]

